

—●— 目 次 —●—

は じ め に ～「手引き」作成の背景とねらい～

I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- ① 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として ～何のための制度か～ …… 3
- ② 利用者にメリットのある制度とするために ～誰のための制度か～ …… 6
- ③ 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を …… 8
- ④ おわりに …… 9

II 中核機関の役割

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割 …… 13
 - (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」「協議会」～
 - (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
 - (3) 中核機関の設置により期待される効果
- ② 中核機関の果たす具体的役割 …… 22
 - (1) 広報・啓発段階【場面1】
 - (2) 相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）
 - ・ 早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】
 - ・ 成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】
 - (3) 成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦）
 - ・ 本人・親族申立の支援及び市町村長申立を適切に行える体制【場面4】
 - ・ 後見開始に向けた本格調整及び申立の実施【場面5】
 - (4) 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）
 - ・ 後見開始後の継続的な支援【場面6】

Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取り組み

① 市町村における中核機関の設置・運営	35
(1) 中核機関の設置・運営	
① 設置の主体・運営形態	
ア 設置の主体、運営の主体、設置の区域等の考え方とバリエーション、留意点	
イ 中核機関と自治体	
② 中核機関と地域連携ネットワークの関係機関の機能分担	
(2) 中核機関等の設置に向けた協議プロセスの例示	
② 地域連携ネットワークの支援機能の整備	71
(1) 広報・啓発	
(2) 相談受付・アセスメント（支援の検討）	
(3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）	
(4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）	
(5) 地域力強化に向けた人材育成	
③ 地域連携ネットワークの発展に向けて	92
(1) 専門職団体等との連携	
(2) 計画の策定	
(3) 財源確保	
(4) 審議会の設置、条例等の制定	
④ 都道府県の役割	102
(1) 都道府県の市町村支援	
(2) 都道府県の整備ビジョン ～静岡県を例に～	
 お わ り に ～ 本事業で行った実態調査について ～	112

検討体制	113
------	-----

参考資料

- ・ 成年後見制度利用促進基本計画（本文）
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画のポイント（ポンチ絵）
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定について（各都道府県知事宛通知）
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 イメージ図

「ヒント!」・「ポイント解説」・「参考事例のご紹介」 一覧

ヒント!



- P.37 何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか
- P.38 市町村社協における成年後見制度への取組状況
～全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」結果から
- P.39 機能整備のエリア設定等に際して検討すべき要素
- P.84 成年後見人等支援の場面における家庭裁判所との連携
- P.93 平成 29 年 12 月 12 日付局長通知で示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」
- P.94 地域の実情に応じた自治体体制整備 初動期工程の考え方 例示
成年後見利用促進にかかる市町村計画の策定

ポイント解説

- P.53 **ポイント解説①**
中核機関の「進行管理機能」としての「チーム」、「3つの検討・専門的判断」、「協議会」の運用について
- P.55 **ポイント解説②**
家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの意義、効果
- P.64 **ポイント解説③**
中核機関設置に向けた各段階での家裁との連携について
- P.82 **ポイント解説④**
候補者推薦機能の充実に向けた一歩としての、家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任
- P.88 **ポイント解説⑤**
市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携

参考事例のご紹介



- P.42 ○現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）
単独・直営 福島県いわき市の場合（いわき市役所保健福祉部保健福祉課）
単独・社協委託 愛知県豊田市の場合 豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）

広域・社協委託 上伊那圏域の場合 上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）
広域・NPO 新設 尾張東部圏域の場合 尾張東部成年後見センター
（愛知県尾張東部圏域）

- P.63 ○愛知県豊田市における中核機関等設置のプロセス
- P.66 ○地域の成年後見ニーズ予測の考え方①
～上伊那圏域成年後見センター構築検討資料 2010/9/3 より
○地域の成年後見ニーズ予測の考え方②
～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より
- P.75 ○後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践
○出張相談によるニーズ把握のための工夫
○多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす
- P.78 ○地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ
○相談窓口職員に対する研修の実施
- P.79 ○権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる
○本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備
- P.83 ○家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供
○市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備
○「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている
- P.86 ○市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築
○成年後見人等サポートの実施
- P.90 ○市民～関係者各層別の実践的研修の実施
○支援者育成のための工夫
- P.91 ○市民後見人の育成、フォロー体制の構築
- P.95 ○市町村計画策定事例（単独計画として、他の部門別計画と一体的計画として）
- P.101 ○成年後見制度の利用を促進するための条例の制定
- P.103 ○県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有に関連して
○都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援
- P.104 ○広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援に関連して
- P.110 ○静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について

はじめに ～「手引き」作成の背景とねらい～

●「手引き」作成の背景

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

本「手引き」は、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として、特にこれから体制整備を進める市町村が取り組みを開始する際に参考にさせていただけるよう作成したものです。

●「手引き」のねらい

成年後見制度利用促進の体制整備は、中核機関の設置、成年後見制度利用促進基本計画の策定、条例の制定と審議会の設置等、複数の項目にわたっています。本「手引き」では、各市町村の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の設置に重点をおいています。

中核機関を設置・運営しはじめることで、地域の関係機関が連携し協働する「地域連携ネットワーク」が動きはじめ、その地域内の権利擁護・成年後見に関する課題に対応する取り組みを支援する内容となっています。

●「手引き」の構成、内容（概要）

本手引きの構成は、大きく以下の 3 つに分かれています。

I 章では、「いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性」と題し、何のために、誰のために、成年後見制度の利用を促進するのか、取り組みの原点を確認します。

II 章では、「中核機関の役割」と題し、あるべき中核機関の役割を示すとともに、中核機関を設置することで現状の地域課題がどう解決されるのか、中核機関の設置や機能の発揮によって、自治体はどのような法律上の責務を果たすことができるのかを述べています。

III 章では、「中核機関等の整備に向けた取組」と題し、どのように体制整備を進めるのか、具体的なフローと留意点や参考事例を紹介しています。

●「手引き」の活用に向けて

本「手引き」は自治体に加えて、地域連携ネットワークに参加する専門職団体、家庭裁判所、社会福祉協議会、NPO、本人や家族、地域の支援者等も対象としています。また、自治体を広域的な観点からバックアップしていく都道府県の役割も重視しています。

地域でどのような課題がありどのような体制を構築していくのか、本「手引き」が、関係者が認識を共有し、連携して取り組みを進める際の一助となることを願っています。

成年後見制度利用促進体制整備委員会
委員長 新井 誠